意見書案第10号

県南地域における特別支援学校の新設に関する意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

令和３年12月22日

提出者　文教福祉委員長　木村　清隆

県南地域における特別支援学校の新設に関する意見書

茨城県における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しています。県内の６～17歳人口に対する特別支援学校における知的障害児童生徒在籍数の比率(全国障害者問題研究会茨城支部調べ)は、過去15年以上の間、直線的に増加しています。

また、特別支援学校の教室不足は、茨城県も含め、全国的に深刻な問題です。

茨城県教育委員会は、令和２年２月に「県立特別支援学校教育環境整備計画～いばとくプラン～」を策定しました。いばとくプランが施策対象とするつくば特別支援学校は、平成19年に在籍数180人規模で設置されましたが、令和３年度現在の在籍数は、児童生徒数354人、職員数209人で県内第１位の大規模校です。いばとくプランで対応が明記されていない伊奈特別支援学校については、令和３年度現在で在籍数が、児童生徒数313人、職員数154人であり、県内３位の大規模校です。これらに対する、いばとくプランの対応は、つくば特別支援学校のみで、しかも「校舎を増築」することとなっています。当初「学校近隣の用地取得も検討」されていましたが、これは叶わず、現状の敷地内に増築棟の設置で間に合わせる見込みとなっています。

つくば特別支援学校が増築されても、体験によって学ぶという障害の特性に対応する施設としては十分ではないと考えます。また、特別教室や体育館及び遊び場等の共用スペース、スクールバス及び職員駐車場の狭隘化、運動会などのイベント開催や災害時の避難行動の困難さ、給食調理室への過負荷、感染症予防に反するいわゆる３密などを考えると、根本的な改善が望まれます。

さらに、いばとくプランは知的障害児童生徒増加への対応のみとなっています。つくば特別支援学校の肢体不自由教育部門（以下「Ｂ部門」という。）の通学区域である県南教育事務所管轄圏内は広大ですが、つくば特別支援学校はその北部に位置しています。Ｂ部門の児童生徒の通学条件は大変厳しいです。県内には知肢併設のつくば特別支援学校を含めて肢体不自由障害対応の特別支援学校は３校しかありま

せん。人口増の著しい県南地域に通学しやすい肢体不自由障害対応の特別支援学校が必要です。

つくば特別支援学校の増築を行うことは、すぐに対応するために必要だと思いますが、県全体、県南地域全体の将来を考え、新たな特別支援学校の設置を早急に進める必要があります。

よって本意見書において、県南地域における新たな特別支援学校の設置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和３年12月22日

つくば市議会

（提出先）

茨城県知事

茨城県教育委員会教育長

（提案の理由）

県南地域における特別支援学校の新設を求めるため、意見書を提出するものです。